

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置に関する公示  
令和2年3月26日 内閣

**新型コロナウイルス感染症対策本部の設置に関する公示**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を次のように設置したので、同条第二項の規定により、公示する。

令和二年三月二十六日 内閣総理大臣 安倍 晋三

- (一) 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
- (二) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第八号館））
- (三) 設置期間 令和二年三月二十六日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間

\*\*\*\*\*